

下水道接続工事に補助金を支給します

受付期限
12月28日(金)予定

～公共下水道接続促進事業補助金交付制度～

敷地内の排水設備工事（浄化槽などから下水道への切替工事）に補助金を助成します。
きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、早めの接続をお願いします。
受付対象の建物および補助額は下表を確認して下さい。



● 補助金の助成内容 ●

建物の種類	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合、 5万円	工事費が10万円以上の場合、 10万円
	工事費が5万円未満の場合、 掛かった金額	工事費が10万円未満の場合、 掛かった金額

※ 新築建物の工事は除きます。

補助対象は、補助要綱の条件を満たし、下水道への接続が可能になった日以降に申請されたものです。
詳細は、西原町ホームページ(トップページ→暮らし・手続き→上下水道→下水道接続工事に補助金がスタートしました)をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

【注意】 工事の途中または完了後の申請はできません。必ず、工事着手前に補助金交付決定通知書(町長印入)を確認してください!

お問い合わせ 建設部 上下水道課 管理係 ☎945-4934

貯水槽(水タンク)の管理について 定期的に点検・清掃を!



受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管から届けても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道	タンク容量	管理基準
	10m ³ を超える	簡易専用水道 水道法により清掃及び検査が義務付けられています。(下記管理基準参照) 検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要です。
	10m ³ 以下	小規模貯水槽水道 簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。(西原町給水条例) 設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は管理基準の対象外ですが、適正な管理を心がけてください。

管理基準

① 貯水槽の清掃

1年に1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行きましょう。

② 貯水槽の点検

有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行きましょう。

③ 水質検査の実施

1年に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行きましょう。

④ 給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあると分かったときは、ただちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知してください。

貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)、または建設部上下水道課へお問い合わせください。

第60回水道週間

平成30年度 水道週間スローガン **水道水 安全 おいしい 金メダル**

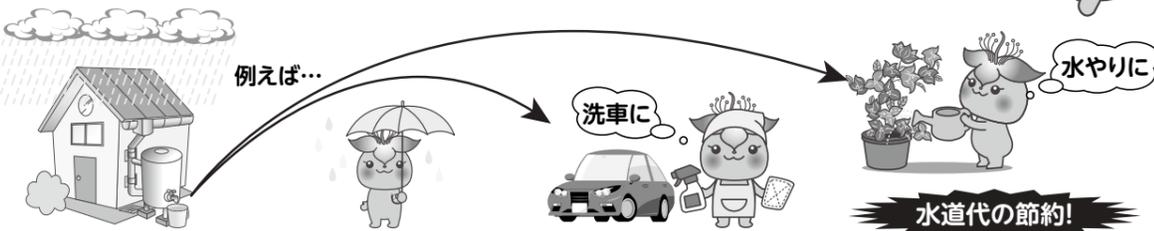
毎年6月1日から7日までは「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記行事を予定しています。

- ・**節水パレード** 6月1日 14時～(西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード)
- ・**水道施設見学** 6月1日、6日、7日、8日(町立各小学校の4年生を対象に西原浄水場等を施設見学)

お問い合わせ 建設部 上下水道課 給水係 ☎945-4934

雨水利用促進助成金 交付制度

“雨水利用” しませんか!



制度の内容 町内で、次の対象施設等を設置される方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。
6月11日(月)から申請資料の配布を始め、6月18日(月)から申請の受付を始めます。
※ 先着順とし、予算がなくなりしだい終了します。

対象施設等 ① 雨水利用のための雨水タンクの設置工事
② 下水道接続で不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用する改造工事
※ 有効貯水量1m³以上。1世帯に1施設。すでに設置されている施設、補修等は対象外。

交付額 工事1件につき5万円まで。ただし要した費用の額が5万円未満の場合は要した費用。
※ 重複して交付を受けることはできません。

お問い合わせ・申請書配布 建設部 土木課 ☎945-4415

相続 遺言 お悩みではありませんか?

～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
完全個室の相談ブースを完備していますので
ゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士 事務所

代表司法書士 喜屋 武力
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 6:00

相続・遺言に関するこちら → <http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

← QRコードが「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス